

【諮問第217号】

航路標識を活用した安全対策の強化

航路標識・情報提供等小委員会
第5回

平成28年10月5日

目次

1．航路標識・情報提供等小委員会の審議スケジュール

(1) 審議スケジュール案	1
---------------	---

2．航路標識の適切な整備・管理

(1) 海上構築物等への航路標識の設置のあり方	3
-------------------------	---

(2) 民間事業者等による情報提供の要件	4
----------------------	---

3．必要性の低下した情報提供手段の見直しに係る経過報告	8
-----------------------------	---

1.(1) 審議スケジュール案

小委員会では、航路標識の設置に係る許可基準、配置基準等の審議を行う。

審議結果については、省令等に反映させるとともに、制度以外の事項は所要の準備が整い次第できる限り早期に実施する。

	平成28年				平成29年					
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
改正法	--- 法改正(5/12成立 5/18公布) -----				周知	----->			施行(4/1) 従事命令を除く。	
	----- 省令改正 -----			公布	----->					
部会						報告				
小委員会		第5回	・海上構築物等への航路標識の設置のあり方 ・民間事業者等による情報提供の要件 等							
				第6回	・海上保安庁が整備する航路標識の範囲 等					

1.(1) 審議スケジュール案 (今回の審議事項と残る論点)

付託事項の審議状況

今回・次回の審議事項

1. 情報提供施設を含む航路標識の設置基準、性能要件

航路標識法の許可・届出の基準 (対象施設、位置、構造、設備、管理方法)

航路標識の性能要件 (光達距離、灯質、施設強度)

民間事業者等による情報提供 (現状と規制の範囲)

法令事項のフォローや法の適用を受けない施設の安全指導を行うガイドラインを作成することで審議済み

必要な性能要件は審議済み

「情報提供施設(船舶通航信号所)」の基準を今回提示

2. 許可制から届出制とする航路標識の範囲

昼間のみ利用される航路標識 (灯火を有しない標識)

小委員会の審議、部会の答申を踏まえ改正航路標識法に反映済み

3. 航路標識の設置を勧告する海上構築物等の要件

航路標識の配置基準 (対象施設と明示方法)

(設置勧告は「航路標識の配置基準」の明確化を図ることと見直されて答申)

配置基準(配置モデル)のガイドラインとして、今回提示

4. 設置勧告の実施に当たっての海域利用者等からの意見聴取方法等

答申にて設置勧告が見直されたことに伴い、検討対象から除外

5. その他、制度の運用等に必要な事項

海上保安庁における情報提供業務 (必要性が低下した情報提供手段の見直し)

経過報告(一部を残し9月廃止目処)

海上保安庁が整備する航路標識の範囲

第6回委員会審議事項

2.(1) 海上構築物等への航路標識の設置のあり方

ガイドラインの目的

航路標識等の施設を設置・管理しようとする者に、**施設の適切な設置・管理等を実施させること**を目的とし、

航路標識法及び同施行規則(省令)の解釈や手続き等の運用

基準に満たない施設の設置・管理基準

海上構築物等の航路標識による明示方法

を解説する**手引書**

体系的に整理

ガイドラインの構成

第1章 航路標識の役割

種類とルールに関する一般論

船舶交通の安全確保に果たす必要な施設

第2章 海上構築物等への航路標識の設置

対象海上構築物ごとの明示方法

どこに、どのような施設を設置すべきか選択(別添)

第3章 法の適用を受ける施設の設置・管理

法令に基づく手続き方法

一定の規模以上の施設に関する具体的な手続き

第4章 法の適用を受けない施設の設置・管理

遵守事項と管理方法

基準に満たない施設であっても適正に管理

2.(2) 民間事業者等による情報提供の要件

船舶通航信号所の基準

レーダー、AISその他の手段により、対象海域内にある船舶の動静を把握
情報を提供すべき船舶を特定して、他船の動向や工事状況等の情報を国際VHF等により提供
不特定の船舶に、航路や狭隘な海域にある船舶の通航状況の情報を電光表示板等により提供

データの収集(動的データ)

船舶の動静データの収集

- ・ 対象海域内にある船舶の動静

<手 段>

- ・ レーダー
- ・ AIS (船舶自動識別装置) 等

データの収集(静的データ)

工事状況等のデータの収集

- ・ 工事状況、港内の風向風速の現況
- ・ 気象警報、注意報等
- ・ その他の航行安全上必要な事項

<手 段>

- ・ 電話/FAX、インターネット・ホームページ、書面 等

データの分析 / 情報の作成

情報の提供

情報を提供すべき船舶を特定して行う情報提供

- ・ 他船の動向
- ・ 船舶の動向に応じた工事等の情報

<手 段>

- ・ 国際VHF (海上移動無線通信業務用) ・ AIS 等

不特定の船舶に行う情報提供

- ・ 大型船等の通航状況の情報

<手 段>

- ・ 電光表示板 等

2.(2) 民間事業者等による情報提供の要件

船舶通航信号所から行う情報提供の要件

➤ 船舶通航信号所の業務手順の区分に応じた要件

1. データの収集

船舶の動静データの収集

- イ 所要の精度により、船舶の航行や錨泊状況などの動静データを収集すること
- ロ 常に最新のデータを収集すること

工事状況等のデータの収集

- イ 関係機関との連携により、工事状況や気象警報などのデータを収集すること
- ロ 最新のデータを収集すること

2. データの分析、情報の作成

データの分析

- イ 対象海域の船舶交通の特徴等を踏まえること
- ロ 船舶の動静データを分析し、必要に応じ工事状況等のデータと照合し、船舶交通の安全における影響を判断すること

情報の作成

- イ 船舶の運航上の判断を支援するために、分かり易い情報を作成すること
- ロ 利用者がいつの時点の情報であるかを判断できるように、必要に応じ、情報を作成した日時又は更新した日時を付して作成すること
- ハ 天候等の事由により、一部の船舶の動静データが収集できないときは、他の方法で補完するなど、影響を最小限のものとし情報を作成すること

2.(2) 民間事業者等による情報提供の要件

3. 情報の提供

情報の提供の時期等

- イ 情報の提供は、船舶の運航上の判断を支援するものであり、できる限り船舶がこれを活用し得る余裕のある時期に行うこと
- ロ 情報の提供は、操船を指示するものと誤解を与えないこと

4. 設備及び障害発生時の措置

船舶の動静データの収集設備

- イ 対象海域における船舶の動静を的確に観測できること
- ロ データ収集機能に支障が生じないように維持管理すること
- ハ 電波法その他の法令を遵守すること
- ニ 他の機関が収集するデータを利用する場合、当該機関のデータ収集設備も同様の要件であること

情報の提供設備

- イ 対象海域における情報が必要な船舶に提供できること
- ロ 情報の提供機能に支障が生じないように維持管理すること
- ハ 電波法その他の法令を遵守すること

設備の障害発生時の措置

- イ データ収集設備及び情報提供設備の障害により、情報の提供ができないときは、当該状況について利用者に周知すること
- ロ 電源の喪失その他の機器の機能障害が発生した場合における対応について、あらかじめ要領を定めておくこと

工事状況等のデータの収集設備は、多種多様なものが想定されるため要件としては定めない

2.(2) 民間事業者等による情報提供の要件

5. その他

船舶通航信号所の運用者

運用者は、船舶交通の現状及び海難の実態、船舶、船舶交通に関する法令の知識その他の船舶交通の安全及び円滑の確保に関する知識を有すること

水路図誌の常備等

業務に必要な海図等の水路図誌を備え付けるとともに、最新の状態に維持すること

3. 必要性の低下した情報提供手段の見直しに係る経過報告

終了に係る広報周知

平成28年9月2日

終了時期

平成28年9月30日、10月4日

注:釣島無線方位信号所(レーダービーコン)のみ
(愛媛県松山市)

終了する情報提供業務

岬先端、島等の位置情報	無線方位信号所(レーダービーコン)	10箇所
巨大船通航予定等の情報	テレホンサービス	7箇所
	FAXサービス	1箇所 (備讃瀬戸)
	電光表示板	1箇所 (関門海峡)
気象現況の情報	ディファレンシャルGPSからのテキストメッセージ	27箇所
	中短波放送(ラジオ放送)	29箇所

代替手段等を考慮のうえ廃止に向けた調整を継続中の情報提供業務

巨大船通航予定等の情報 電光表示板 3箇所 (備讃瀬戸)